

# 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

## ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

## ②施設・事業所情報

名称：きゃらっとJUN	種別：放課後等デイサービス	
代表者氏名： 鈴木 一希	定員（利用人数）：10名（21名）	
所在地： 愛知県豊橋市小池町字鍵田61-2		
TEL： 0532-21-5011		
ホームページ： <a href="https://www.charat.co.jp/">https://www.charat.co.jp/</a>		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和 4年 3月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社TOMONY		
職員数	常勤職員： 5名	非常勤職員： 1名
専門職員	（児童発達支援管理責任者）1名	（公認心理師）1名
	（児童指導員）2名	
	（保育士）2名	
施設・設備の概要	（居室数）5室	（設備等）機能訓練室・トイレ
		相談室・自動火災報知機・誘導灯
		消火器・テレビ・調理室

## ③理念・基本方針

### ★理念

一人ひとりの子どものキャラが“キラッ”と輝くことを願って！きゃらっととしました。  
自分の夢を見つけて挑戦する力が必要な時代。児童本人はもちろんのこと、ご家族、学校などから様子を伺いながら、それぞれの未来に挑戦できるように「未来を切り拓く力」を育てていきます。  
児童一人ひとりがドリームパスポートを手に入れて羽ばたいて欲しいときゃらっとは考えています。

### ★基本方針

ガイドラインに基づき個別支援計画に示した計画の掲げる支援方法を実行し、児童の様子を観察しながら日々様子を記録し、PDCAサイクルに沿って目標を達成するためにサービス提供を行っていく。日々様子観察やアセスメントから児童に対する全体像を捉え、障害特性に対する配慮を行うことで、一人一人の「できた」を増やし、自信を持って生活が送れるようにサポートしていく。また、社会性や自主性は全て経験から養われるものと捉え、経験の幅を広げるために個々に応じた環境設定を行い、色々なことに挑戦できるようにする。どんな児童にも自分なりに自分で考え行動する力を養っていく。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

きゃらっとJUNでは、子供たちが「ワクワク」とやってきて「スクスク」育ち、「キラット」と耀き、そして「ホット」できる地域の安全基地としてあり続けることを、「ワスキホ！」を合言葉にサービスを追求している。そのために子供たちが「ワクワク」と「JUNに行きたい！」と言ってもらえる楽しい活動やイベントの提供、心身ともに「スクスク」と健やかに成長していけるための行動観察とご家族とのタイアップに基づいた療育、一人ひとりが「キラット」と耀いていけるストレングスを見出し育む支援、そして毎日を「ホット」安心して過ごせる空間の保障が必要となり、これらに向けて日々スタッフ全員が「もっと！さらに」とエネルギーに取り組んでいる。

たとえば構造化を基本とする視覚提示など、それぞれの児童の特性を踏まえた分かりやすく安心できる環境を備え一人ひとりのニーズと興味にそった個別スケジュールボードにより事業所ですぐす時間の見通しをつけ次にやることへの行動の促し自ら考えて行動を移していけるようしている。また学習や遊び等それぞれの活動空間を別個にして枠組みルールを明確なものとしている。

日々の支援に際しては、それぞれ児童にCP（きゃらっとポイント）を設け、その日の児童の様子や行動観察記録をそれぞれ各職員が書き加えていくことでアセスメントを重ね支援改善の材料としている。さらに当日の打ち合わせでは3名の児童をピックアップして着目する各児童の課題と対象行動をチーム全員で検討した上で、その行動を観察をしていく。その結果を記録に残して継続的にチームで情報を共有できるようにしている。

活動では季節を感じられもの、体を動かす、SST、五感を刺激するといった多彩な内容を取り入れて児童の興味や関心を引くものを企画している。

運営においては個々の児童の特性や発達段階等を踏まえてスタッフ間で入念なディスカッションの上で運営や支援手順を定める。さらに手順・ルールやNGパターンをスタッフがコミカルに演じた動画をつかって活動の説明をおこなうことで、児童が興味と見通しを持って主体的な参加が促進されている。このほか公共交通機関や店舗といった地域資源を利用した外出活動を取り入れ、将来必要となる生活スキルを身に付けられるよう工夫している。

また、事業所内の公認心理師による認知面や社会生活面などのアセスメントや事例の見立てを踏まえ、より多角的な視点より個別支援計画の内容を充実させるようにしている。必要に応じて、同法人内にいる理学療法士に運動のアドバイスや身体の成長発達の相談に乗ってもらっている。

定期的に進められている各会議や研修で職員の意識の向上や知識理解を深めるようにしている。家族や学校、関係機関は本人の育ちの中でどれも大切なものと捉え、事業所内や家庭での相談援助や関係機関連携にも力を入れている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 6月30日(契約日) ~
	令和 6年 2月 7日(評価確定日) 【令和 5年10月13日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回 (平成 年度)

#### ⑥総評

◇特に評価の高い点

◆事業計画の共有化

法人の3月の全体会議で後半期の総括と次年度の事業計画が発表される。さらに、9月の全体会議で前半期の総括と後半期の事業計画が発表されている。それぞれの会議で職員からの意見やアイデアが出され、その内容が新たな事業計画に反映されている。こうして作成された半期ごとの事業計画は、各事業所の職員に周知されている。

◆分かりやすい情報発信

毎月機関誌を発行し、関係機関へ配布している。また、ホームページやSNSも積極的に活用して情報発信しており、特にホームページはイラストや写真などを使い、内容が分かりやすいものとなっている。

◆気持ちや意見を表明できる子ども会議

子ども会議では、進行から会議内容の決定まで、子どもたちだけで完結されている。また、心理士による面談も実施され、子どもの気持ちを聞き取る機会も設けている。子どもとの信頼関係を築くため、子どもの言葉や行動を否定せず、代わりに次の行動を明確に伝えるように職員教育がされており、それが事業所内に掲示している注意喚起についても同様に反映されている。

◇改善を求められる点

◆理念、基本方針に結びついた目標設定

毎月の面談は行われているが、職員一人ひとりの目標の進捗状況の確認までには至っていない。中間面談での進捗の確認、年度末の面談での達成度合いの確認が求められる。理念、基本方針の実現と結びつくよう、目標内容や水準の適正化にさらなる検討が求められる。

◆文書化、マニュアル化

地域との関わりやボランティア受入れ、学校教育への協力についての基本的な考え方の文書化を期待したい。苦情の定義や対応手順の明確化も必要となる。対応策の決定から実施完了までが確認できる仕組みを構築されたい。再発防止策や実施状況の確認をより効果的に行えるよう、フォーマットの改良も課題として挙げられる。標準的な支援の実施方法やボランティア受入れ、学校教育への協力などのマニュアルの整備について、今後の取組みに期待したい。

◆災害時の連絡方法

災害時の保護者への連絡方法が事業所内の掲示板でのお知らせとなっているため、現在の保護者との連絡ツールを活用するなど、情報共有の方法について改善の余地がある。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を法人として受審することが4回目となりました。  
この度、令和4年3月1日に開所をしたきゃらっとJUNが提供している福祉サービスの質について専門的かつ客観的な立場から評価をいただきました。  
受審中は緊張しましたが、評価員さんも項目ごとに丁寧に聞いてくださり、これまで取り組んできた内容についてお話がしやすく、アドバイスをいただくことで、当法人（当事業所）における課題の把握をすることができました。評価の高い点については継続をし、第三者評価を受審して気づくことができた課題についてはチームで共有し、計画的に改善していくことで、より良い事業所を作っていきたいと考えております。また今後も利用者様が満足感を持って利用をいただける福祉サービスを目指し、職員一丸となって努めてまいります。

ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（63項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	放デ 1	①・b・c
＜コメント＞ ホームページやパンフレットに分かりやすい言葉で理念、基本方針が記載されている。職員には入社時や研修の中で周知され、子どもや保護者には利用開始時に伝えている。また、年1回開催される法人の「イベント」では、代表の挨拶の中で必ず説明をしている。さらに、週1回の事業所会議や法人の全職員が参加する全体会議で振返りをを行っている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	放デ 2	①・b・c
＜コメント＞ 社会福祉事業全体の動向は全国放課後連や豊橋市からのメールで把握し、分析している。市の福祉計画は、豊橋市自立支援協議会のこども支援専門部会やこども通所支援事業所連絡会で策定されており、動向と内容を把握している。また、週1回の法人の管理者会議で利用人数や運営状況を確認し、課題と改善策を協議している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	放デ 3	①・b・c
＜コメント＞ 経営課題として認識しているのは、人材育成、利用率アップ、特別支援学級の子どもの割合が7割を占めていることである。これらの課題は、毎週の管理者会議や役員会議で話し合われ、その後、各事業所の打合わせの中で職員に周知されている。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	放デ 4	①・b・c
＜コメント＞ 「株式会社TOMONY 令和3年～令和5年 3カ年中期計画」が策定されている。事業の取り組みや人材確保・育成、地域貢献といった内容が数値目標と共に具体的な成果が記載されている。さらに、10年後を見据えた展望が語られている。この中期計画は役員会議で進捗状況が確認され、見直しも行われている。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	放デ 5	①・b・c
＜コメント＞ 事業計画は中期計画を踏まえ、5つの視点（お客様、地域社会、業務プロセス、財務、人材育成）から構成されている。視点ごとに数値目標や具体的な成果が挙げられており、実行可能で実施状況の評価を行える内容となっている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	放デ 6	① ・ b ・ c
<コメント> 法人の3月の全体会議で、後半期の総括と次年度の事業計画が発表される。さらに、9月の全体会議で前半期の総括と後半期の事業計画が発表されている。それぞれの会議で職員からの意見やアイデアが出され、その内容が新たな事業計画に反映されている。こうして作成された半期ごとの事業計画は、各事業所の職員に周知されている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	放デ 7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の内容は、配布物やホームページでも分かりやすく周知されている。さらに、保護者も参加するイベントの時にも事業計画について説明をしている。また、保護者の事業所評価や個別支援計画作成時、モニタリング時に出された意見も事業計画に反映されている。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 放課後等デイサービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	放デ 8	① ・ b ・ c
<コメント> 第三者評価は事業所としては初めての受審である。法人としては3年に1度受審していく予定となっている。また、事業所評価を年に1回実施し、その結果をホームページで公表するとともに、全体会議で評価の結果と改善策が話し合われている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	放デ 9	① ・ b ・ c
<コメント> 第三者評価や事業所評価の評価結果は、課題と共に文書化され、全体職員会議や職員連絡ツールである「サイボウズ」で職員全体に共有化が図られている。全体職員会議は毎週行われており、その中で改善策が協議されている。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	放デ 10	① ・ b ・ c	
<コメント> 毎月の面談の中で、職員に対して管理者自らの役割と責任について話をしている。また、サイボウズの掲示板にも記載している。管理者不在時の役割や権限の委任先は、「事故対応マニュアル」や「災害時対応マニュアル」に職務代行者が記載されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	放デ 11	① ・ b ・ c	
<コメント> 厚生労働省や豊橋市からのメールを確認し、事業運営に関係する法令の改廃を把握している。また、とよはし総合相談支援センター「ほっとぴあ」や豊橋市、こども発達センターの研修やインターネットで遵守すべき法令等を把握している。それらの内容は、法人の全体会議や全体研修、サイボウズで職員に周知している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 放課後等デイサービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	放デ 12	① ・ b ・ c	
<コメント> 管理者は、児発、CS（利用者満足）、ITライセンス管理・サイボウズ・HUG閲覧調整、人材育成というプロジェクトを立ち上げ、毎週会議を行ってサービスの質の向上につなげている。また、毎日の打合わせや毎月の職員との面談、「苦情対応報告書」へのコメントと、様々な場面で指導力を発揮している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	放デ 13	① ・ b ・ c	
<コメント> 人事、労務、財務等は毎週の管理者会議や役員会議で情報共有し、分析を行っている。働きやすい環境整備については、毎月の職員との面接で悩みや困っていること、職員として何を目標しているのか、どう職員として成長したいのか、をヒアリングし、労務改善に活かしている。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	放デ 14	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人の人事部があり、その部署を中心に求人・採用活動を行っている。保育士や児童発達支援管理責任者については全職員の取得を目指しており、試験費用等は会社が負担している。また、資格取得のためのシフトの調整にも配慮している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	放デ 15	① ・ b ・ c	
<コメント> 「期待する職員像」は「キャリアアップ要件一覧表」に示され、求められる能力・対応・役割と職務内容、任用の要件、予定年収が記載されている。「職能資格等級表」には職員資格等の基準が記載され、職員にサイボウズ等で周知されている。日々の職員の業務内容について、毎月の評価ポイント制で給与に反映される仕組みとなっている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	放デ 16	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 有給休暇は、年間5日は取得できるようにしている。取締役である職員についても、有給休暇が取りやすい工夫をされたい。悩みの相談窓口は、管理者やマネージャー、役員等、職員にとって相談しやすい相手を選べるようになってきている。ストレスチェックも実施されている。福利厚生については、コロナワクチン接種、研修旅行やバーベキュー大会、イベントの打上げ、忘年会といった親睦会も行われている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	放デ 17	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 職員一人ひとりが目標を設定している。毎月の面談は行われているが、目標の各々の進捗状況の確認までには至っていない。中間面談での進捗の確認、最終面談での達成度合いの確認が求められる。理念、基本方針の実現と結びつくよう、目標内容や水準の適正化にさらなる検討が求められる。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	放デ 18	① ・ b ・ c
<コメント> 法人が求める技術、専門性、資格が明確になっている。支援力の向上のために、行動援護の基礎研修は全職員が受講し、年1回の出前講座の実施や、毎週の全体研修等が行われている。また、研修終了後にはアンケートを実施し、研修の見直しにつなげている。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	放デ 19	① ・ b ・ c
<コメント> 研修の参加状況や資格の取得状況を把握している。外部研修には、市内で開催される研修を中心に積極的に参加している。一人ひとりが外部研修にも複数回参加できるように体制が組まれており、内部研修以外にも全職員の研修の機会が設けられている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	放デ 20	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	放デ 21	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 会社が毎月発行している機関紙は、子どもたちが通う小学校や相談支援事業所、利用予定の方（保護者）をはじめ、自治会長等の近隣にも配布している。苦情については個別に対応しているとのことであるが、当事者の了解を得た上で内容と対応を公開することを検討されたい。また、予算、決算についても公表し、運営の透明化を図られたい。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	放デ 22	① ・ b ・ c
<コメント> 外部の会計士が毎月经理の支援を行うとともに、内部監査を実施している。小口現金では、消耗品、おやつ、支援グッズの購入をしているが、全事業所の出納の状況が会計ソフトを使って管理されている。それらの収支の推移を副社長が確認している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 放課後等デイサービスと地域との交流を広げるための取組を行っている。	放デ 23	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; 町内会に加入し、毎月の機関紙を近隣に配布している。豊橋市こども若者相談支援センター「ココエール」のイベントを保護者に周知し、豊橋市障害者福祉会館「さくらピア」で高校生との交流会を開催している。また、ライフポート豊橋でイベントを開催するなど、地域の社会資源を活用している。地域との関わり方についての基本的な考え方が職員の共通のものとなるよう、文書化されたい。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	放デ 24	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ禍の開所であったため、これまでにボランティアの受入れは行われていない。ボランティア受入れや地域の学校の職場体験・福祉体験等の協力については、基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルを整備することを検討されたい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 放課後等デイサービスとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	放デ 25	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt; 職員間の社会資源についての共有化は、全体会議や全体研修の場で図られている。また、自立支援協議会のこども支援専門部会やこども通所支援事業所連絡会に定期的に参加している。豊橋市の「つながるシート」を活用し、学校や保育園、幼稚園とも情報共有を行っている</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	放デ 26	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; 地域の自治会長を事業所に招いたり、新1年生が通っていた保育園や幼稚園を訪問し、法人としてのイベントを開催して地域の参加を促している。地域の福祉ニーズの把握という視点で、これらのことに取り組むよう今後に期待したい。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	放デ 27	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt; 豊橋市の「子育て応援企業」に認定され、市民や職員に対する子育て支援の取組みを積極的に進めている。また、AEDを設置し、地域に活用してもらうよう周知している。さらに、地域の福祉ニーズの把握に努め、更なる地域貢献を期待したい。</p>				



### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	放デ 28	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 毎週職員研修が実施されており、その中で法人の理念と基本方針に基づく共通理解で業務が行われるよう、管理者がリーダーシップを発揮し、職員への意識定着を図っている。権利擁護など外部研修への参加も積極的に行っており、研修内容は事業所内へ職員用連絡ツール「サイボウズ」にて周知を行っている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	放デ 29	Ⓐ b c
<コメント> プライバシー保護に関する規程が整備されており、職員への研修も実施されている。ホームページや機関紙等、外部へ情報公開をする際にも、掲載の可否に関して保護者へ「同意書」にて確認を行い、個人が特定されないように配慮している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後等デイサービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	放デ 30	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 毎月機関誌を発行し、関係機関へ配布している。また、ホームページやSNSも積極的に活用して情報発信しており、特にホームページはイラストや写真などを使い、内容が分かりやすいものとなっている。見学や体験の連絡については、相談支援事業所とも連携して行っている。また、利用者の保護者からの口コミで事業所の情報が広がり、見学・体験へと繋がっている。		
Ⅲ-1-(2)-② 放課後等デイサービスの開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	放デ 31	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> サービスの開始や変更にあたっては、子どもや保護者へ内容の説明を行い、サインにて同意を得た上で文書を残している。利用開始時にはイラストや写真を用いた冊子「利用のしおり」を渡し、分かりやすく丁寧に説明を行っている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	放デ 32	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 今のところ事業所間の移行等の実績はないが、相談窓口は主に管理者が担当することとなっており、相談があれば継続してサポートできる仕組みが作られている。子どもの情報については細かく記録し、文書を作成している。引継ぎの際には、その書面を引継ぎ文書として作成し、先方へ渡せるようになっている。		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	放デ 33	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 年に一度、子ども及び保護者に向けて匿名でのアンケートを実施している。また、夏祭りやクリスマス会など、季節ごとに保護者参加型のイベントを企画して交流を図っている。さらに、送迎などの際に家族から出た意見は記録に残し、職員間で共有して対応している。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	放デ 34	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みが整備されており、「重要事項説明書」にも苦情受付窓口等の記載があり、説明も行っている。現時点では苦情の受付はないが、日々の保護者とのやり取りで受ける要望の中には改善が必要な苦情とも解釈されるような内容も含まれている。そのため、苦情の定義や対応手順を明確にするなど、改善の余地がある。		

Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	放デ 35	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 事業所内には相談室が設置されており、子どもが個別で話をしやすい環境が用意されている。また、個別に使用する勉強机の横にはチャイムボタンが設置されており、職員へ声をかけづらい子どもに対しても配慮がされている。保護者に対しては「HUG」という連絡用システムツールを活用して、いつでも意見が述べられるような環境を整備している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	放デ 36	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; お菓子や外出先などは子どもたちによる会議や選挙という活動を通じて選択、決定がされている。子どもや保護者からの意見はその都度記録に残し、その内容に関して毎日のミーティングで情報共有し、対応している。しかし、対応完了までの確認が抜けてしまうこともあり、対応策の決定から実施完了までが確認できる仕組みを作るなど、今後の取組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	放デ 37	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 職員に対し、安全確保及び事故の未然防止に関する研修が実施されており、効果測定も行っている。事故発生時には「サイボウズ」にて報告書を作成し、事故についての情報を確認できるようになっている。事故への対応方法は会議や打合わせを通じて検討、実施されているが、再発防止策や実施状況の確認をより効果的に行えるようフォーマットを改良するなど、今後さらなる改善に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	放デ 38	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 感染防止委員会が設置されており、感染症の予防・対応についてのマニュアルも整備されている。最近では、新型コロナウイルスに関するマニュアルも作成し、その都度更新もされている。全体研修にて感染症に関する教育もされており、職員の知識の向上を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	放デ 39	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; ヘルメットや防災頭巾以外に、連絡先などが表記されている事業所オリジナルのビブスやリストバンドが用意され、子どもの安全確保と所在把握ができるよう工夫している。備蓄品も必要数準備されており、災害時に備えている。しかし、災害時の保護者への連絡方法が事業所内の掲示板でのお知らせとなっているため、現在の保護者との連絡ツールを活用するなど、情報共有の方法について改善の余地がある。</p>		
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 発達支援について標準的な実施方法が文書化され発達支援が提供されている。	放デ 40	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 子ども一人ひとりの特性に合わせた支援方法については、個別支援計画や行動記録などを基に周知、教育が図られている。また、放課後デイサービスのガイドラインを学ぶ研修など、支援について理解を深める取組も行われている。しかし、一部、事業所の環境に応じた手順の整備が遅れている部分もあるため、標準的な支援の実施方法についてのマニュアルの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	放デ 41	a . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 個別で出た意見や支援方法の見直しについては、職員会議やミーティングの中で決定し、職員へ周知を図っている。標準的な実施方法についての文書化を進めるとともに、見直しが組織的に行われるよう、見直し方法のルール化を検討されたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 子どもに対する個別支援計画(児童発達支援計画)が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① 個別支援計画(児童発達支援計画)を適切に作成している。	放デ 42	① ・ b ・ c
<コメント> 子どものアセスメントや本人、保護者等の意向を考慮して、管理者及び児童発達支援管理責任者によって個別支援計画が作成されている。また、心理士が専門的な検査などからアセスメントを実施し、個別支援計画にも反映がされている。計画作成時には、事業所内でのケース会議によって職員の意見を取り入れて作成されており、その後、子どもと保護者から同意を得ている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画(児童発達支援計画)の評価・見直しを行っている。	放デ 43	① ・ b ・ c
<コメント> 個別支援計画は最低6ヶ月に一度、評価と見直しを行っている。変更があれば職員会議やミーティングにて周知を図り、支援へ反映がされるようになっている。また、子どもの状況に変化があれば、その都度、支援方法を検討し、随時見直しも行っている。さらに、相談支援専門員とも計画の見直しについて情報共有し、連携できる体制をとっている。		
Ⅲ-2-(3) 発達支援実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する発達支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間共有化されている。	放デ 44	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの記録は「サイボウズ」に一人ずつ掲示板を作成し、日々の様子などをどの職員でも記録、閲覧できるようにしている。記録に関しても基本的な記録をする内容は決まっているが、保護者の要望などに応じて記録内容の工夫も行っている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	放デ 45	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの個人情報や記録がファイリングしてあるファイルは、鍵付きの書庫に保管がされている。「サイボウズ」などのデータベースにはログインが必要となっており、職員しか閲覧できないようになっている。個人情報の保護に関する研修も実施しており、職員の意識向上の取組みも行われている。		

【内容評価基準】

A-1 発達支援

		第三者評価結果	
A-1-（1） 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備			
A-1 -（1）-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	放デ 46	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>視覚的な支援を用いて、子どもたちが主体的に過ごせる環境が作られている。また、子ども一人ひとりに一つのデスクが用意されており、集中して学習や活動に取り組める環境となっている。毎日、職員が、利用する子どもに合わせて環境整備、遊具の変更なども行っている。</p>			
A-1-（2） 放課後等デイサービスにおける発達支援			
A-1 -（2）-① 子どもが放課後等デイサービスに自ら進んで通い続けられるように支援している。	放デ 47	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業所に入ると、個別のスケジュールボードが用意されており、子どもが、自分の予定が分かるように表示されている。また、子どもの課題を明確にし、達成していくことで成功体験や楽しさが得られるように支援が行われている。子どもが事業所に通えない時には、保護者や学校と連携して原因を追究し対応している。</p>			
A-1 -（2）-② 子どもの出欠席を把握し、適切に支援している。	放デ 48	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月、利用計画を提出してもらい、子ども一人ひとりの予定を把握している。事前の予定変更や当日の欠席については、電話や「HUG」にて連絡を受け付けている。当日、連絡のない欠席や遅刻についても、保護者や学校教諭へ連絡し、情報把握をして対応を行っている。</p>			
A-1-（3） 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする発達支援			
A-1 -（3）-① 障害のある子どもであることに留意し、子どもの主体性が尊重されているかを重視する。	放デ 49	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業所の至る所にイラストや写真などが使用され、子どもに対して視覚的に情報が得られるようになっており、自発的に生活しやすい工夫がされている。また、子ども会議が開催されており、子どもたちで食べたいおやつや行きたい外出先などを話し合い、その意見を事業所での支援に反映させている。</p>			
A-1 -（3）-② 日常生活に必要なとなる基本的な生活習慣を取得できるように支援している。	放デ 50	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントや心理士の検査結果を踏まえて、子どもに必要な生活課題への取組みが行われている。また、ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）という取組みが行われており、集団生活に必要なルールや生活の場面で必要な知識やスキルなど、職員が実際に演じた動画を基に子どもたちに学びの機会を作っている。</p>			
A-1 -（3）-③ 子どもが障害や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように支援している。	放デ 51	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメントや専門的な検査からヒントを得て、発達段階に合わせた遊びが提供されている。子どもの課題克服、成長を促すために新たな活動の働きかけも行っている。また、一日の中で特に重点的に様子を観察する子どもを数名選び、発達支援を行っている。子どもの様子は「サイボウズ」を通じて情報共有が図られている。</p>			
A-1 -（3）-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように支援している。	放デ 52	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども同士の相性や特性に配慮した支援が行われており、ソーシャルスキルトレーニングの中でも子ども同士で起こりやすいトラブルなどを、クイズ形式の動画で学ぶ取組みが行われている。また、事業所内で子ども間のトラブルが発生した場合には、子どもたち自身で解決まで向かえるように職員は見守り、フォローしながら対応を行っている。</p>			

A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように支援している。	放デ 53	① . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 子ども会議では、進行から会議内容の決定まで子どもたちだけで完結されている。また、心理士による面談も実施され、子どもの気持ちを聞き取る機会も設けている。子どもとの信頼関係を築くため、子どもの言葉や行動を否定せず、代わりに次の行動を明確に伝えるように職員教育がされており、それが事業所内に掲示している注意喚起についても同様に反映がされている。</p>		
A-1-(4) 固有の支援を必要とする子どもへの適切な発達支援		
A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	放デ 54	① . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 利用する子どもの保護者による口コミでの利用希望が多いが、ホームページ上でも見学の申込みや相談等が可能となっている。子どもの受入れにあたっては、見学の際に子どもや保護者から話を聞き、その中で子ども自身や家族の状況、ニーズを把握し、子どもの通っている学校などからも情報を得ながら、受入れ準備を整えている。</p>		
A-1-(4)-② 障害のある子どもの発達支援に当たっての留意点を踏まえ、発達支援を行っている。	放デ 55	① . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 「サイボウズ」にて子どもの日々の様子は情報共有されており、個別支援計画は専門的な職員（心理士等）を含む様々な目線から意見集約して作成がされている。子どもの支援内容については事業所内だけではなく、学校へも子どもの支援内容が記された「情報提供書」という文書を提供し、情報共有を図っている。</p>		
A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	放デ 56	① . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 虐待防止委員会が設置されており、児童虐待についての研修も行われている。虐待リスクのある子どもをリスト化し、子どもの様子からも早期発見できるようにチェックリストを使って観察している。虐待を発見した場合にはマニュアルに沿って関係機関と協力して対応にあっている。</p>		
A-1-(5) 安全と衛生の確保		
A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	放デ 57	① . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 子どものその日の活動内容によっておやつの種類を工夫したり、子どもの好みや希望を反映したおやつが提供されている。おやつを食べる際には、子ども同士が集まって楽しく食べられるように環境設定されている。</p>		
A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	放デ 58	① . b . c
<p>&lt;コメント&gt; 食事でのアレルギー食の提供を防ぐために、札の使用や個別に食事を用意し、提供するなどの配慮がされている。おやつ提供でも同様に、職員が成分表をチェックし、子どもにアレルギー食が提供されないように確認が行われている。また、職員会議の中で、食中毒や食物アレルギーの対応についての教育も行われている。</p>		
A-1-(6) 安全と衛生の確保		
A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	放デ 59	a . ① . c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの送迎時には、乗車や下車をLINEにて職員で情報共有している。子どもの使う玩具や設備などは、毎日不具合がないか確認を行っている。事故やケガ発生時には保護者へ連絡を行い、内容は記録に残している。その後の報告、ミーティング等で情報共有が行われているが、再発防止策や実施完了の確認までができる仕組みを作るなど、改善の余地がある。</p>		
A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	放デ 60	a . ① . c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者に対し、子どもの爪切りなどの医療行為が応急処置として必要になる場合があることを説明し、同意書を得ている。事業所内は毎日朝夕に整理整頓、消毒、清掃が行われているが、清掃のマニュアルやチェックリストなどの整備がされていない。また、実施、点検、完了までが確認できる記録を残すなど、今後の取組みに期待したい。</p>		

A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果	
A-2-(1) 保護者との連携			
A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	放デ 61	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            家族との関わりを重要視しており、保護者の様子にも目を向けて精神的なフォローが必要な場合など、必要に応じて家庭訪問や来所にてサポート支援を行っている。また、夏まつりやクリスマス会などの行事では、保護者にも参加の案内を行い、保護者同士の交流の場も設けている。</p>			
A-2-(2) 学校との連携			
A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	放デ 62	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            サービス利用前に子どもの通う学校や園を訪問し、情報共有を行っている。学校との連携を図るために、事業所から子どもの支援についての情報提供を積極的に行っているが、学校での子どもに対する対応と差異があるのが現状であり、今後の課題となっている。</p>			

A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果	
A-3-(1) 子どもの権利擁護			
A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	放デ 63	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            虐待防止委員会にて研修が行われており、子どもの権利擁護に関する知識の取得に取り組み、チェックリストを用いて効果測定を行っている。また、職員会議や毎日のミーティングを通じて、子どもが楽しんで通える方法を話し合い、日々支援が行われている。</p>			